

令和 7 年度

宇城市子育て世帯定住促進事業補助金

募集要項

事業趣旨

「子育て世帯定住促進事業補助金」は、年々減少傾向にある本市の人口を維持するため、子育て世帯の定住を促進し、地域活性化を図る事業です。



宇城市

1. 補助対象物件

宇城市内で取得する次の住宅が補助対象となります。ただし、住宅1戸につき1回に限りです。

- ① 新築住宅
- ② 建売住宅（未入居に限る。）

2. 補助対象者

次のすべての条件に該当する方が対象となります。

※申請者は、新築工事請負契約書（不動産売買契約書）と登記名義人に含まれる方に限ります。

- ① 工事請負契約又は不動産売買契約から1か月以内である。※9月30日以降の契約が対象
- ② 現在、宇城市外に在住で、住宅の完成後（購入後）に、当該住宅に住所を異動する。
- ③ 取得した住宅に転入後の世帯に、申請日時点において小学校入学前の世帯員がいる。（申請日時点で小学校入学前であれば対象となります。）
- ④ 取得した住宅に3年以上住む意思がある。

※ただし、次の条件のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることはできません。

- ・市税を滞納している者
- ・3親等以内の親族間において、当該住宅の新築又は購入に係る契約を締結した者
- ・当該住宅に関して、国、県または市の制度による他の補助等を受けている者
- ・住宅の移転補償または移転補償の対象となった住宅の代替として、住宅を新築又は購入した者
- ・暴力団員、暴力団またはそれらと密接な関係を有する者
- ・暴力団員、暴力団またはそれらと密接な関係を有する者と本補助事業に係る契約をした者

3. 補助額

50万円／戸

4. 申請方法

交付申請及び実績報告は、必要書類を添えて宇城市役所地域振興課にご提出ください。必要書類については、「6. 申請の流れ」でご確認ください。

なお、申請書類は、地域振興課で配付するほか、宇城市ホームページからダウンロードできます。

5. 取材依頼

事業の周知や啓発活動の一環として、広報誌等の取材をお願いする場合があります。名前等の掲載につきましてはご希望に応じます。



6. 申請の流れ

事前相談

申請スケジュール等の確認のため、事前にご相談ください。

交付申請書
提出

「**契約後 1 か月以内**」もしくは「**令和 8 年 3 月 3 1 日**」のいずれか早い日までに、「交付申請書（様式第 1 号）」を提出します。

同世帯内に、申請日時点で小学校入学前の世帯員がいれば補助の対象になります。

No.	必 要 書 類 等	チェック
①	宇城市子育て世帯定住促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）	☐
②	同意書（別紙 1）	☐
③	確認書（別紙 2）	☐
④	誓約書（別紙 3）	☐
⑤	世帯全員の住民票の写し（発行されて 3 か月以内のもの）	☐
⑥	市税等の未納がないことの証明書（発行されて 3 か月以内のもの）	☐
⑦	新築工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し	☐
⑧	間取りがわかる図面等（併用住宅の場合に限る。）	☐

交付決定
通知

交付申請内容を審査し、その結果を「補助金交付決定通知書（様式第 2 号）」にてお知らせします。

実績報告書
提出

提出期限は、住所を異動した日から「**3 か月以内**」もしくは「**令和 9 年 2 月 2 7 日**」のいずれか早い日までにになります。

No.	必 要 書 類 等	チェック
①	宇城市子育て世帯定住促進事業補助金実績報告書（様式第 4 号）	☐
②	登記事項証明書（登記簿）の写し	☐
③	工事費用または購入費用の支払額がわかる書類（領収書等）	☐
④	位置図	☐
⑤	住宅の全景がわかる写真	☐

次ページへつづく

補助の確定

実績報告書の内容を審査し、現地調査を行い、内容が適当と認められた場合、「補助金確定通知書」（様式第 5 号）」にてお知らせします。

請求書の提出

補助金確定通知書が届いたら、「補助金請求書（様式第 6 号）」を提出します。

補助金の 支払い

請求書に記載されている口座に請求日から 30 日以内に補助金を支払います。

7. 注意事項

次のいずれかに該当することが判明した際には、補助金の交付決定を取り消します。

なお、取り消し後、補助金を受け取っている場合は、還付命令を行います。

- ① 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金の交付を受けた日から 3 年以内に取得した住宅の売買、賃貸契約を締結したとき。
- ③ 補助金の交付を受けた日から 3 年以内に世帯全員が市外に転出したとき。
- ④ 補助金の交付を受けた日から 3 年以内に取得した住宅を取り壊したとき。

